

◇尾張東部医療圏保健医療計画別表記載の医療機関名の更新について

1. 保健医療計画について

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき、愛知県では、県全体の計画である「県計画」と2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画「圏域計画」（本圏域では、「尾張東部医療圏保健医療計画」。）を策定しています。
- (2) 昨年度末に、6回目の見直しを終えた計画を公表しました。
- (3) この前回の見直しでは、医療体系図にこれまで記載してきた具体的な医療機関名を「別表」として、毎年見直しを行うこととしました。

2. 今回の更新について

県健康福祉部医療福祉計画課の方針により、第1回目の圏域推進会議で、産科医療機関の情報を更新することとしており、報告するものです。

- (1) 医療法の手続きを経て医療機関を廃止したもの
にわかクリニック（廃止年月日 平成22年10月31日）
- (2) 県医療審議会医療計画部会において医療法施行規則第1条の14第7項に規定する医療機関として適当と認めた医療機関が開設したもの
平針北クリニック（開設年月日 平成23年1月5日）

3. 別表「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名の記載内容について

分娩を実施している医療機関			
新		旧	
病院	診療所	病院	病院
公立陶生病院	中原クリニック	公立陶生病院	中原クリニック
藤田保健衛生大病院	クリニックベル	藤田保健衛生大病院	クリニックベル
愛知医大病院	浅野産婦人科	愛知医大病院	浅野産婦人科
	松下レディースクリニック		松下レディースクリニック
	いしかわレディースクリニック		いしかわレディースクリニック
	伊藤ウィメンズクリニック		伊藤ウィメンズクリニック
	図書館おかもとマタニティークリニック		図書館おかもとマタニティークリニック
	寺島レディースクリニック		寺島レディースクリニック
	レディースクリニックアンジュ		レディースクリニックアンジュ
	かじうらレディースクリニック※		かじうらレディースクリニック※
	平針北クリニック※		にわかクリニック

注：※は医療法施行規則第1条の14第7項第3号（周産期）に該当する医療機関